② 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）やWeb 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

③ 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

④ 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

⑤ 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

⑥ 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第５６条　契約後ＶＥ方式

１．定義

「ＶＥ提案」とは、契約書第 19 条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

２．ＶＥ提案の意義及び範囲

①受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

② 以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

(3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３．ＶＥ提案書の提出

① 受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書(**別紙様式－４～７**)に記載し、発注者に提出しなければならない。

(1) 設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

(2) ＶＥ提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

(3) ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(5) 工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

(6) その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

② 発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

③ 受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

④ ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

４．ＶＥ提案の審査

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

５．ＶＥ提案の採否等

ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後 14 日以内に書面(**別紙様式－８**)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

６．ＶＥ提案を採用した場合の設計変更等

① ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

② 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

③ 前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額(以下「ＶＥ管理費」という。)を削減しないものとする。

④ ＶＥ提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

７．ＶＥ提案の活用と保護

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

８．責任の所在

発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第５７条　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第前述の条 新技術の活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第５８条　　出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」［国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　参照］に基づき行うものとする。

第５９条　　直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1.本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）　の実態を調査する試行工事である。

2.受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

3.発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

4.発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第６０条　　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務をＲ８・Ｒ９大月・富士吉田道路工事監督支援業務 関東建設・技建設計共同体に委託している。

第６１条　　施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を関東建設マネジメント（株）に委託している。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第６２条　　施工体制の点検

1．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号最終改正令和 6 年 12 月 1 日）第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

2．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

3．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

4．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

5．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

6．施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。

7．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第６３条　　監督職員による検査（確認を含む）及び立会等、段階確認

受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	確認時期	確認事項	確認の程度	備考
電線共同溝	特殊部	設置完了後	施工位置	全数	
			基準高	１回/特殊部５個	
	管路部	管路布設完了後	管路埋設深さ	１回/５接続部間	管路埋戻し前に実測すること。
			管路延長		
			通過試験	１回/５管路	

第６４条　　品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は（**別紙様式－９**）によるものとする。

第６５条　施工者と契約した第三者による品質証明の試行

１．試行の実施

本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事であり、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」（令和５年６月１日付け国会公契第11号、国官技第64号、国北予第７号）別添「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」（以下「要領」という。）及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」という。）

（国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照）に基づき実施するものとする。

２．品質証明業務の実施

受注者は、要領及びガイドラインに基づき、品質証明者に品質証明業務を実施させなければならない。

３．品質証明者の選定

受注者は、ガイドラインに定める資格及び実務経験を有する者で発注者が示した者の中から品質証明者を選定しなければならない。品質証明者は複数人登録を可能とする。

ただし、以下の要件に該当しないものとする。

①組織においては、以下のいずれかに該当する者

(1) 当該工事の施工者

(2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（２次以下も含む。）にある者

②個人においては、以下のいずれかに該当する者

(1) 当該工事の施工者

(2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（２次以下も含む。）にある者

(3) (1)又は(2)に揚げる者のいずれかに属している者

③当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けている期間中である者

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

①当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の工事において、故意により瑕疵がある品質証明業務を行ったと認められたことのある者

なお、「当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者」とは、以下の(1)又は(2)に該当する者である。

(1) 当該工事の施工者の発行済株式総数の100 分の50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の100 分の50 を超える出資をしている者

(2) 品質証明者の属する組織の代表権を有する役員又は品質証明者個人が当該工事の施工者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該組織又は個人

4．品質証明者との契約

受注者は、要領に基づき品質証明者と以下の内容を含めた契約を締結するものとする。

①要領及びガイドラインに基づく品質証明業務の実施

②品質証明の範囲及び頻度並びに品質証明方法等

③品質証明の期間

④契約金額

5．品質証明者との契約書の写し等の提出

受注者は、工事着手前までに品質証明者と品質証明業務について契約を締結し、速やかに当該契約書の写し並びに品質証明者の氏名、資格及び実務経験等を記した書面や複数人登録の場合は名簿等の関係書類を監督職員に提出しなければならない。

6．品質証明に必要な資機材等の提供

受注者は、品質証明者が品質証明を行うにあたり必要な労務及び資機材等を提供しなければならない。

7．契約図書の変更に関する通知

受注者は、契約図書に変更があった場合、速やかにその内容を品質証明者に通知しなければならない。

8．品質証明結果の修正

受注者は、品質証明結果に誤謬又は脱漏があった場合において、監督職員がその修正を請求したときには、品質証明者に対して、その修正を行わせなければならない。

9．アンケートへの協力

受注者は、監督職員から実施状況等の把握のためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。また、受注者は、品質証明者に対して、監督職員から求められたアンケート等への協力を求めるものとする。

１０．実施状況等の確認

受注者は、発注者から品質証明の実施状況等の確認を求められた場合、協力しなければならない。

１１．品質証明の期間

本工事における品質証明期間は、工事着手日から工事完了日までとする。

１２．品質証明にかかる費用

品質証明者の臨場日数は１０３日を見込んでいるが、臨場日数の実績にあわせて品質証明費用に係る契約変更ができるものとする。また、早出・残業、休日・夜間等、品質証明のための臨場日数以外の費用についても、実績にあわせて契約変更ができるものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により臨場日数が増加した場合は、この限りでない。

１３．業務効率化

①品質証明チェックシート以外に添付すべき資料の有無、チェックシートの内容・項目については、３者（施工者、品質証明者、監督職員）で協議の上、工事着手するものとする。

但し、既存資料の活用や、添付資料を最小限とするなど業務負担軽減に努めること。

②受注者は、品質証明者が立会い予定の事前把握が出来るよう、メールやＦＡＸ、ＡＳＰ等を活用し、進捗状況の共有に努めること。

１４．確認の頻度

品質証明の確認頻度は、ガイドライン記載の頻度を基本とするが、現場状況、工事規模、工種等からガイドライン記載の頻度で実施することに支障がある場合は、3者（施工者、品質証明者、監督職員）で確認頻度を協議決定してから工事着手すること。

１５．ヒアリングの実施

受注者は、監督職員から、今年度の取り組みの効果や採算性や参入意欲向上のヒアリング等を求められた場合、協力しなければならない。また、受注者は、品質証明者に対して、監督職員から求められたヒアリング等への協力を求めるものとする。実施にあたっての調査票は、監督職員より通知する。

第６６条　　工事完成図書の納品

１．本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和８年２月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和８年２月)」を参考とするものとする。

２．本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお。オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

３．成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第６７条　　技術検査

１．本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は２回以上を原則とする。

なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。

２．中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定

するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。

3．中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第６８条　　検査書類限定型工事

1．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

2．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請取引検査書類含む）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第６９条　　ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第７０条　　南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

1.本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。

2.受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。

3.受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第 20 条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が

解除されるまでの間（１週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

4.受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

5.受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。

6.なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第７１条　低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト製品）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時の CO2 排出量（コンクリートの材料の CO2 排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

1.低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が５５％以上のもの又はこれと同等以上の CO2 排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
・低炭素型コンクリート製品の見積書
・低炭素型コンクリート製品による CO2 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が５５％以上であること又は同等以上の CO2 排出削減効果があることを確認するものとする。

なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

2.試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

3.試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第２章　個人情報の取り扱いについて

第７２条　　基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第７３条　　秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第７４条　　取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第７５条　　利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第７６条　　複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第７７条　　再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第４号に基づく個人情報の漏え

い、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第７８条　　事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第７９条　　資料等の返却等

１．受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（**別紙－３**）を発注者に提出しなければならない。

２．前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第８０条　　管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第８１条　　管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第８２条　　従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第３章　材　　料

第８３条　　一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用　途	針　入　度	摘　要
車道	４０～６０	
歩道	６０～８０	

第８４条　　管路材

管路材は、**別紙－４**の規格を満たすものを使用するものとし、伸縮性を考慮した構造とする。管枕は、２ｍピッチ程度を標準として設置するものとする。なお、使用する管路材については、規格を満たす資料を添付し、監督職員の承諾を得るものとする。

第８５条　　区画線

塗装厚は下表のとおりとする。

１．溶融式

幅（cm）	厚（mm）	摘 要
１５	１．５	夜間の視認性が優れたもの
３０		
４５		
矢印・記号・文字		

２．設置様式は、**別紙－５**のとおりとする。

第４章　一般施工

第８６条　　工事の遵守事項

受注者は、「電線共同溝管理規程（案）」（平成１０年７月２７日）、「電線共同溝保安細則（案）」（平成１０年７月２７日）、「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案）Ver.2 TYPE-B」（平成１５年１０月）、「電線共同溝参考資料（案）」（令和元年１２月）、「電線共同溝工事における監督・検査体制の強化について試行」（平成２０年３月２５日）を遵守しなければならない。

第８７条　　低コスト化のための比較検討

管路部及び特殊部について、当初設計においては一部、従来手法により積算・発注しているが、原則として、無電柱化における管路部等の低コスト化に資する技術を用いることとし、「ＮＥＴＩＳテーマ設定型の比較表：無電柱化における管路部等の低コスト化に資する技術」も参考に、現地状況等を踏まえつつ比較検討を行い、採用する技術を決定すること。なお、比較検討の結果、異なる手法が選定された場合は、検討費用も含め設計変更の対象とする。（参考）NETIS「テーマ設定型の比較表」　（国土交通省）

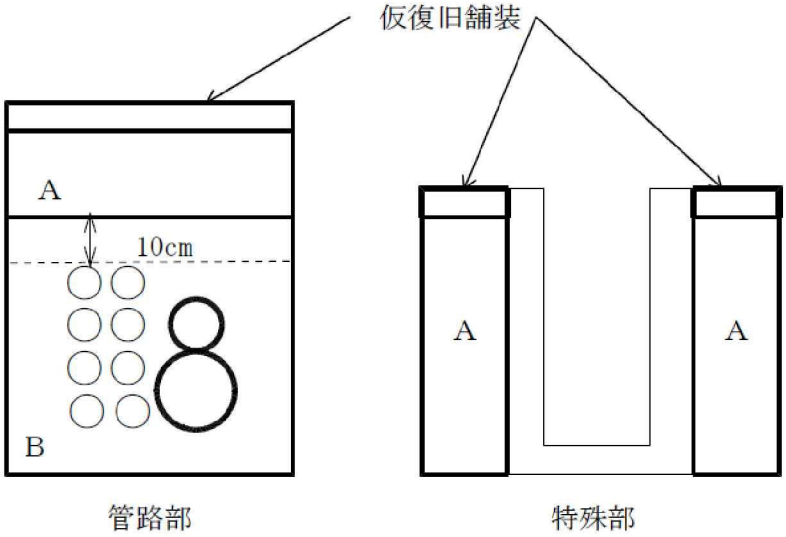
https://www.netis.mlit.go.jp/netis/pubtheme/themesettings

第８８条　　埋戻工(電線共同溝)

１．Ａ部の埋戻しは、発生土で埋戻すものとし、埋戻しは十分に転圧、締固めを行い、陥没、不等沈下等が生じないように施工するものとする。

２．Ｂ部の埋戻しは、砂で埋戻すものとし、陥没、不等沈下等が生じないように施工するものとする。

なお、これにより難い場合は十分検討を行い、監督職員と協議するものとする。



３．次表の工事施工状況について、立会を行うものとする。

種別	細別	施工時期	把握項目	把握の程度	備考
電線共同溝	管路部	管路の布設中	使用材料 管路の加工状況 管路の接続状況 管台の設置状況	１回/５接続部間	臨場にて実施する場合は、把握状況を写真撮影すること。
		管路の埋め戻し中	管路布設状況 埋戻し材料 狭隘部の水締め施工状況 埋設シートの布設状況	１回/５接続部間	〃

第８９条　　電線共同溝の布設

１．作業は舗装版取壊し、掘削、電線共同溝布設、埋戻し、舗装を一日の工程で仕上げ、交通解放するものとする。

なお、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

第９０条　　埋設表示シート

１．道路掘削等に対する保安上の対策として、管の上部に埋設表示シートを布設するものとする。

２．埋設表示シートの布設範囲は、管路の外幅に合わせて、幅 400mm と 600mm を組み合わせて布設ものとする。

隣接する埋設表示シートの間隔は 150mm 以下とする。

また布設位置は、歩道部については管上 200mm、車道部は管上 300mm を標準とする。

第９１条　　管路防護

１．管路布設箇所で、舗装厚さを含む最小土被りを確保できない場合は、鋼板またはコンクリートによる管路防護を施工するものとする。

２．防護鋼板の幅は管路幅以上とし、隙間が生じないよう布設するものとする。

３．埋設表示シートは、防護鋼板の直上に布設するものとする。

第９２条　　路側防護柵工

受注者は、既設防護柵の撤去時に支柱の状況を確認するとともに、支柱の切断等が発見された場合には、その内容を監督職員に直ちに報告しなければならない。

第９３条　　仮設工

１．電線共同溝工

① 本工事の電線共同溝工に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については、受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

② 上記の決定にあたっては、下記条件等を遵守するものとする。なお、下記条件等に変更が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

土　質　：　土砂（砂質土及び砂、粘性土、レキ質土）

第５章　土　　工

第９４条　　建設発生土受け入れ地

１．発生土（土砂）の受け入れ場所は、山梨県南都留郡富士河口湖町小立 5065

２．(株)土手影建設 富士河口湖ﾘｻｲｸﾙﾌﾟﾗﾝﾄとする。

1) 現場より 22.5km 以下を想定

３．受け入れ時間

８時００分から１７時００分

４．残土の搬出にあたり、建設発生土データシート（別紙－６）の作成が必要となり、それに伴う土質試験結果を監督職員に提出すること。試験に掛かる費用については、設計変更の対象とする。

５．搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

６．工事発注後に明らかとなったやむをえない事情により、上記の指定により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第９５条　　建設発生土受け入れ地（建設発生土の情報提供）

１．受注者は、本工事から建設発生土を 100m3 以上搬出する場合は、（**別紙様式－１０**）により搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・FAX 等で提出しなければならない。

なお、情報提供後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

① 工事件名、工事概要、工事場

② 工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先

③ 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先

④ 建設発生土の運搬業者名

⑤ 建設発生土の受入先名(搬出先事業所名等)、住所

⑥ 建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路

⑦ 建設発生土の搬出時期（搬出期間）

⑧ 建設発生土の土質(砂、ローム等)、土量(m3)

第６章　無筋・鉄筋コンクリート

第９６条　　レディーミクストコンクリート

１．コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の最大寸法	スランプ	水セメント比	呼び強度	セメントの種類
側溝工 街渠(B)	25mm	8cm	60%以下	18N/mm2	高炉セメント
側溝工 街渠(C)(D)	40mm	8cm	60%以下	18N/mm2	高炉セメント
縁石工	25mm	8cm	60%以下	18N/mm2	高炉セメント

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

２．コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土 木編)(平成 14 年８月一部改正)により行うものとする。

第９７条　　配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

・仮設構造物(建設後数年の内に撤去するもの。)
・最大高さ 1m 未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
・管(函)渠等(φ600 未満、600mm×600mm 未満)の構造物。
・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
・耐久性を期待しない構造物。
・河川における護岸構造物(特殊堤及び船着場等は除く。)

第９８条　　モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントでセメント量は、５３０kg／m3 以上（又は、１：３）とする。

第７章 舗　　装

第９９条　　材　　料

加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下表のとおりとする。

記号	混合物の種類	最大粒径 (mm)	ｱｽﾌｧﾙﾄ量（%）	摘要
RAst	再生 As 安定処理	４０	３．５～４．５	車道上層路盤
RA①	再生粗粒度ｱｽｺﾝ	２０	４．５～６	車道基層 歩道基層（切下げ部）
RA②	再生密粒度ｱｽｺﾝ	２０	５～７	車道表層 支道表層 歩道表層（切下げ部）
RA③	再生細粒度ｱｽｺﾝ	１３	６～８	歩道表層

第１００条　　加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物(以下「混合物」という。)で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第１０１条　区画線工

作業の実施上消去した区画線は、現況復旧するものとする。

第１０２条　歩道舗装

１．【施工一般について】

① 本工事の施工にあたっては、低騒音、低振動型の建設機械を使用するものとする。

② 工事を行う際は舗装切断を行うなど適切な措置を行うものとする。

③ 施工にあたり、横断方向の勾配は2%を標準とする。縦断方向の勾配は5%以下とするが沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%以下とすることができる。また、交通の支障とならないようにするものとする。なお、縦断勾配を設ける箇所には、横断勾配は設けないものとする。段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。

④ 工事着手前に工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、現状を十分把握しておくこと。

⑤ 本工事区画内の境界杭・境界鋲について調査を行い、破損等がある場合には監督職員と協議するものとする。

２．【歩道舗装について】

① 歩道の施工に際しては、車椅子等の通行を考慮し、極力勾配を少なくするよう段差・切下げ等について配慮すること。（**別添－１**）
なお、詳細については監督職員と協議するものとする。

② 横断勾配箇所は、車椅子等の通行を考慮し、横断勾配の低減を行い配慮すること。

③ 横断歩道等に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。

④ 詳細については監督職員と協議するものとする。

第８章　その他

第１０３条　　震災対策

１．　地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

２．　地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第１０４条　　道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。

ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

1．　道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施　設　名	区分	施設番号	施　設　名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物および付属施設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I.T.V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自転車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路 BOX 等		E220	CAB 電線共同溝
	D090	横断 BOX 等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
付属物	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標(反射式)		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標(自光式)		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

2．　道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。

3．　道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。

4．　道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、ＣＯＲＩＮＳ登録時の「工事契約コード番号」とする。

5．　道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。

①　道路施設台帳作成総括表

② 道路施設基本データ総括表
③ 道路施設基本データ一覧表
④ 道路施設台帳チェックシート
⑤ 「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
⑥ 「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
⑦ 工事数量総括表

第１０５条　「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。
なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第１０６条　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。
また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第１０７条　相談窓口の設置

本工事は、受注者との相互理解を深めるコミュニケーションの向上を図ることを目的として、作業状況、安全対策、工期設定や必要経緯費等について相談窓口を設置している。
相談窓口を希望する場合は、以下に問合せを行うこと。
相談窓口：道路担当副所長（管理）
電話：055-252-5491（代）

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	□ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第５１条 第４７条 第４７条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 ■ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第４３条 第４４条
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第３６条 第３９条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 □ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 □ 搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 □ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	
仮設備関係	□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 □ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 □ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第９３条 第２４条
工事支障物件等	□ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 □ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	□ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 □ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	□ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 □ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 □ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 □ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 □ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 □ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 □ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 □ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 □ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	

別紙様式－０－１

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低価格理由の詳細内容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購人
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両（全100台）を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスの少ない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上がりの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－０－２

【比較表－1】

積算内訳書の比較表

記入要領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
工事名	○○道路改良工事

工事区分・工種・種別	単位	入札時					工事完成時					備考
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/官積(%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/官積(%)	
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式－０－３

【比較表－2】

内訳書に対する明細書の比較表

記入要領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
工事名	○○道路改良工事

工事区分・工種・種別・細別	単位	入札時						工事完成時						備考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

別紙様式－０－４

【比較表－３】

手持ち資材の比較表（主要資材）

記入要領	1) 手持ち資材の状況については、主に当該工事で使用予定の資材を記入する。 2) 官積算が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入して下さい。 3) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 4) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価欄は、主要資材相当品のみを記入する。 5) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
工事名	○○道路改良工事

品名	規格・型式	単位	使用工種等	入札時（当初の予定）				工事完成時（実績）				官単価※（最終）	備考
				手持ち数量	単価	本工事での使用予定量	不足数量の手当方法	手持ち数量	単価	本工事での使用量	不足数量の手当方法		
型枠用合板	1800＊900＊12	枚	排水構造物工	300		70				80		5,594	市場単価
敷鉄板	5尺＊20尺	〃	土工	50		50				100		0	
ロードマット	3000＊2400	〃	〃	54		50				40		0	
〃	1500＊4000	〃	〃	80		50				0		0	
縞鋼板	1350＊5000	〃	〃	60		30				0		0	
再生材	RC-40	m^3	排水構造物工	100		69				55		3,750	

別紙様式－０－５

【比較表－４】

資材購入先一覧(主要資材)の比較表

記入要領	1)「入札者との関係」欄は、購入先予定業者との関係を記入。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等 2) 官積算が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入してください。 3) 総額で値引きし、個々の品目の値引き単価が特定できない場合、実績単価欄は契約単価を記入し、総額値引き率を備考欄に記入する。 4) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 5) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要資材(購入価格が工事費の約0.3%以上の資材)とし、軽微な資材は省略する。 6) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

工事名	○○道路改良工事

工種種別	品名規格	単位	入札時(当初の予定)					工事完成時(実績)					※官単価(最終)	備考
			数量	単価	購入先名			数量	単価	購入先名				
					業者名	所在地	入札者との関係			業者名	所在地	入札者との関係		
生コンクリート	18－8－40	m^3	61	13,000	○○生コンクリート	○○町△△	同族会社	58	13,000	○○生コンクリート	○○町△△	同族会社	16,100	
生石灰		t	184.5	14,500	△△セメント商事	○○市□□町	協力会社	544	14,500	△△セメント商事	○○市□□町	協力会社	16,500	
セメント系固化剤	タフロック3E	〃	65	9,500	〃	〃	〃	60	9,500	〃	〃	〃	11,400	
コンクリート2次製品	BOX600＊600	本	18	49,500	(株)□□□	○○市△△町	〃	10	49,500	(株)□□□	○○市△△町	〃	80,200	市場単価
〃	BF300＊2000	〃	290	2,100	〃	〃	〃	185	2,100	〃	〃	〃	2,936	
〃	BF400＊2000	〃	59	3,360	〃	〃	〃		0				0	
〃	BF500＊2000	〃	51	4,530	〃	〃	〃	21	4,530	〃	〃	〃	6,040	
〃	BF600＊2000	〃	113	5,520	〃	〃	〃	44	5,520	〃	〃	〃	7,400	

別紙様式－０－６

【比較表－５】

手持ち機械の比較表（主要機械）

記入要領	1) 本様式には、主に当該工事に使用する予定の手持ち機械の状況を記入して下さい。 2) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 3) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要機械相当品(各機械経費が工事費の約0.3%以上の機器)のみでよい。 4) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

工事名	○○道路改良工事

機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	入札時（当初の予定）				工事完成時（実績）			官単価※（最終）	備考
			数量	単価	メーカ名	現在の利用状況	数量	単価	メーカ名		
掘削機	0.2～0.45m³	台	10		○○○	4台空	2		○○○		
〃	0.7m³	〃	22		〃	8台空	5		〃		
〃	0.7m³	〃	9		□□□	4台空	4		□□□		
〃	1.2m³	〃	1		〃	空	1		〃		
〃	1.6m³	〃	1		〃	空	1		〃		
ブルドーザ	D65px	〃	3		○○○	2台空	1		○○○	25,100	供用日
不整地運搬車	LD1000	〃	7		△△△	3台空	5		△△△	21,600	供用日
掘削機	0.25m³	〃	4		〃	2台空	0		〃	7,320	供用日
〃	0.45m³	〃	1		〃	空	1		〃	13,000	供用日
〃	0.7m³	〃	6		〃	3台空	1		〃	18,100	供用日
不整地運搬車	LD700	〃	1		〃	空	1		〃		

別紙様式－０－７

【比較表－６】

労務者の確保計画の比較表

記入要領	1) 下請け労務者と自社労務者を下記のように区分して下さい。 ・下請け労務者は()なしで記入する。 ・自社労務者は()内に記入する。 2) 下請け会社との関係も明記する。 3) 労務単価は必ず記入する。 4) (例)として記入したものは記入例なので、この記入例を消去して使用してください。 5) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
工事名	○○道路改良工事

工種	職種	入札時(当初の予定)			工事完成時(実績)			※官単価(最終)	備考
		単価	員数	下請け会社との関係 下請け会社名等	単価	員数	下請け会社との関係 下請け会社名等		
道路土工、地盤改良工	オペレーター							17,716	
		(17,000)	(320)	自社		472	自社		
道路土工	運転手	17,000	220	○○運輸(株)		102	○○運輸(株)	17,716	
				同族会社			同族会社		
排水構造物工	オペレーター	(17,000)	(60)	自社			自社	17,716	
	普通作業員	(15,000)	(225)	自社		138	自社	14,626	
植生工	法面工	18,000	225	協力会社			協力会社	18,746	
				○○防災(株)		113	○○防災(株)		
仮設工	普通作業員							14,626	
		(15,000)	(7)	自社		20	自社		

別紙様式－０－８

【比較表－７】

工種別労務者配置計画の比較表

記入要領	1) 職種名は例示したものなので、該当する職種名に変更して記入して下さい。 2) 世話役が、他の工種または他の工事と兼任している場合、正当な人数になるように按分してください。 3) (例)として記入したものは記入例なので、この記入例を消去して使用してください。

工事名	○○道路改良工事

工種	種別	人札時（当初の予定）						工事完成時（実績）						備考
		配置予定人数					計	配置人数					計	
		世話役	普通作業員（特殊含）	配管工	電工	オペ		世話役	普通作業員（特殊含）	配管工	電工	オペ		
（例）土工事	床掘工・埋戻工・残土処理	1	2			2	5							
土工事	地盤改良工・掘削工・路体盛土工・残土処理工	1	1			8	10	1	1			8	10	
土工事	法面整形工	1	1			2	4	1	1			2	40	
法面工	植生基材吹付工	1	4			1	6	1	5			1	7	
カルバート工	BOX工	1	4			1	6	1	3			1	5	
排水構造物工	側溝工、集水桝工	1	3			1	5	1	3			1	5	
仮設工	仮水路工	1	4			1	6	1	3			2	6	

別紙様式－０－９

【比較表－８】

建設副産物の搬出等の比較表

記入要領	1) 当該工事で発生する、すべての建設副産物について記入してください。 2) 記入してある名称以外の建設副産物がある場合は、名称を追加して記入して下さい。 3) 受け入れ価格は、建設副産物の処分のみに要した価格を記入してください(収集、運搬等に要した費用を除く)。 4) ※印の官積算価格欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。					
工事名	○○道路改良工事					
建設副産物の名称	入札時(当初の予定)		工事完成時(実績)		官積算価格※ (最終)	備考
	受け入れ予定箇所	受け入れ価格	受け入れた箇所	受け入れた価格		
コンクリート塊	○○アスコン	2300／t	○○アスコン	1700／t	2300／t	
アスファルト・コンクリート塊	○○アスコン	2000／t	○○アスコン	1500／t	1500／t	
			○○アスコン	3000／t	2800／t	有筋
建設発生木材	無し					
建設発生土	無し					

別紙様式－０－１０

【諸経費動向調査（工事費）】

工事費内訳　注）消費税抜きで記入してください				金額単位：千円													
費　目	元請+元請外注	元　請	元請外注合計		1 ○○道路	2 □□河川	3 ○○砂防	4 ○○港湾	5 ○○鉄道	6 ○○農業	7 ○○地質	8 ○○森林					
					道路土工	橋水構造物工	法面工	道路土工	交通誘導		地質調査・試験	伐採工					
① 直接工事費	50,972	17,009	33,963		20,914	1,441	8,600	2,850	0	0	0	156					
(1) 材料費	25,562	13,632	11,930		5,857	137	4,954	982	0	0	0	0					
(2) 労務費	15,232	0	15,232		9,290	1,248	2,825	1,730	0	0	0	136					
(3) 機械損料等	9,431	2,843	6,588		5,784	56	820	138	0	0	0	20					
(4) 賃与機械等現場修理・管理費	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
(5) 直接経費	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
A 特許使用料	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
B 光熱電力使用料	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
(6) 特殊経費	747	734	13		13	0	0	0	0	0	0	0					
② 間接工事費	19,683	11,836	7,787		1,066	753	3,250	1,080	1,005	320	263						
(1) 共通仮設費	8,069	4,710	3,359		1,889	129	452	0	893	0	0						
イ 運搬費	2,380	70	2,310		1,750	120	440	0	0	0	0						
A 器機材	250	70	180		80	60	40	0	0	0	0						
1 仮設材①	100	0	100		0	60	40	0	0	0	0						
2 仮設材②	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0						
3 仮設材③	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0						
4 敷鉄板類	150	70	80		80	0	0	0	0	0	0						
5 鋼矢板型設支保工	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0						
6 構築用架設タワー等	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0						
7 構築用仮設桁設備	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0						
8 積み込み取り卸し費	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0						
9 トンネル用スライドセントル	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0						
10 その他	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0						
B 建設機械2t未満	1,120	0	1,120		660	60	400	0	0	0	0						
① 自走・貨物自動車等による運搬	1,080	0	1,080		620	60	400	0	0	0	0						
② 日々回送による運搬	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0						
③ 現場内小運搬	40	0	40		40	0	0	0	0	0	0						
C 建設機械2t以上	1,010	0	1,010		1,010	0	0	0	0	0	0						
① 貨物自動車等による運搬	980	0	980		980	0	0	0	0	0	0						
② 自走による運搬	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0						
③ 日々回送による運搬	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0						
④ 現場内小運搬	30	0	30		30	0	0	0	0	0	0						
ロ 準備費	699	699	0		0	0	0	0	0	0	0						
A 準備・測量等	673	673	0		0	0	0	0	0	0	0						
B その他	26	26	0		0	0	0	0	0	0	0						
ハ 事業損失防止施設費	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0						
ニ 安全費	1,373	451	922		24	0	0	0	898	0	0						
安全留意度「建設工事公衆災害防止対策要綱」について選択		2 通常の安全対策															
A 安全管理費	147	123	24		24	0	0	0	0	0	0	0					
① 工事区域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要した費用（稼働日の保安要員等の費用を含む）	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
② 不稼働日の保安要員等の費用	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
③ 標示板、標識、保安灯、照明機、バリケード等の安全施設類の設置、撤去、補修に要した費用及び使用期間中の賃料	102	102	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
④ 夜間作業を行う場合に実行る照明に要した費用	2	2	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
⑤ 騒音・粉じん症の予防に要した費用	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
⑥ 河川、海岸工事における救命艇に要した費用	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
⑦ 酸欠作業の予防に要した費用	24	0	24		24	0	0	0	0	0	0	0					
⑧ 長大トンネル等における防災安全対策に要した費用	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
⑨ 安全用品等の共用	19	19	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
⑩ 安全委員会等に要した費用	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
⑪ 国土交通省（運輸）発注工事における再圧装置設置、撤去、維持管理に要した費用	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
B 交通誘導員等	898	0	898		0	0	0	0	898	0	0	0					
C 鉄道営業安全管理	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
D 養生化等	324	324	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
E 高圧作業予防	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
F 航路安全標識・警戒船	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
G ダム発破・監視費	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
H その他	4	4	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
ホ 役務費	159	159	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
A 土地の借上費	159	159	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
B 電力用水等基本料	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
ヘ 技術管理費	2,700	2,688	12		0	0	12	0	0	0	0	0					
A 品質管理費等	69	69	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
B 特別な品質管理	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
C 現場条件等費用	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
D 品質証明(社内検査)に要した費用	300	300	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
E 各種調査等	320	320	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
F 各種台帳等	12	0	12		0	0	12	0	0	0	0	0					
G その他	1,999	1,999	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
ト 営繕費	758	643	115		115	0	0	0	0	0	0	0					
A 建物費	224	224	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
B 借上費	100	100	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
C 宿舎費	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
D 労働者送迎費	115	0	115		115	0	0	0	0	0	0	0					
E 監督員詰所等	65	65	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
F 美装化等1	254	254	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
G 美装化等2	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
H その他	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
I 労働者用上輸送費	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
チ その他	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
リ 技術者間接費(電気工事、光ケーブル工事の場合)	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
(2) 補償費	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0					
(3) 現場管理費	11,614	7,166	4,428		-802	638	2,795	1,080	111	320	263						
イ 労務管理費	526	153	345		20	151	151	0	2	0	11						
ロ 安全訓練等費用	10	10	0		0	0	0	0	0	0	0						
A 安全・衛生に要した費用	10	10	0		0	0	0	0	0	0	0						
B 研修訓練等に要した費用	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0						
ハ 建設公課	64	47	17		15	2	0	0	0	0	0						
ニ 社員等従業員給料手当	8,367	4,917	3,450		1,001	960	359	292	53	214	91						
ホ 退職金	9	0	9		0	0	0	0	0	4	5						
ヘ 保険料	208	0	208		102	0	3	93	0	5	5						
① 火災保険	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0						
② 工事保険	88	0	88		88	0	0	0	0	0	0						
③ 自動車保険	109	0	109		8	0	3	93	0	0	5						
④ 組立保険	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0						
⑤ 法定外の労災保険	10	0	10		6	0	0	0	0	4	0						
⑥ その他損害保険	1	0	1		0	0	0	0	0	1	0						
ト 法定福利費	2,594	1,168	1,426		624	223	255	172	76	31	45						
A 労災保険料	539	497	42		0	0	30	0	0	1	11						
B 雇用保険料	189	43	146		70	22	12	30	7	2	3						
C 健康保険料	670	135	535		257	75	84	65	25	9	15						
D 厚生年金保険料	886	193	703		297	122	129	77	43	19	16						
E 建退共制度掛金	300	300															
F 船員保険料	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0						
チ 福利厚生費	295	41	244		185	0	0	48	0	0	11						
リ 補償費	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0						
ヌ 通信交通費	394	290	104		12	0	49	0	0	43	0						
ル 交際費	26	26	0		0	0	0	0	0	0	0						
ヲ 寄付金	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0						
ワ その他	623	504	119		2	0	0	0	0	23	94						
カ 外注一般管理費等	-1,484		-1,484		-2,764	-707	1,881	-25	0	0	21						
③ 外注費（下請相当額は、外注一般管理費等の自動計算結）		41,750	外注一般の計算値=>		-2,764	-707	1,881	-25	0	0	21						
④ 一般管理費等　自動計算値 = -1355	-1,355	-1,355															
⑤ 鋼橋等工場製作費（電気工事・光ケーブル工事の場合は、機器費）	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0						
⑥ 別途調査等工事価格	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0						
⑦ 工事価格	69,300	69,300	41,750		22,000	2,200	11,850	3,930	1,005	320	441						
⑧ 消費税相当額（下請相当額は、下請工事価格の自動計算値）	3,465	3,465	工事価格の計算値=>		22,000	2,200	11,850	3,930	1,005	320	441						
⑨ 工事請負金額	72,765	72,765															
⑩ 営繕費のうち、地代に要した費用	100	100	0		0	0	0	0	0	0	0						
⑪ 準備費のうち伐開・除根等に要した費用	441	441	0		0	0	0	0	0	0	0						
⑫ 仮設費（直工）にてイメージアップに要した費用	849	849	0		0	0	0	0	0	0	0						
⑬ 二次下請負者の数	0		0		0	0	0	0	0	0	0						
⑭ 二次下請負者の外注一般管理費等の合計	0		0		0	0	0	0	0	0	0						
⑮ 二次下請負者への発注工事価格の合計	0		0		0	0	0	0	0	0	0						
延延実人員数と作業日数																	
(1) 労働者延人員	895	16	880		492	76	113	106	80	0	11						
(2) (1)のうち運動労働者延人員	895	16	880		492	76	113	106	80	0	11						
(3) 技能関係等従事者延人員	393	192	201		70	60	0	48	4	14	5						
(4) 技術事務関係社員等従業員延人員	17	0	17		0	0	17	0	0	0	0						
(5) 作業日数			222		70	45	19	48	25	14	3						
⑰ 現場管理費、その他のうち、事務用品費に要した費用	349	348	1		0	0	0	0	0	1	0						
⑱ 現場管理費、その他のうち、動力・用水光熱費に要した費用	13	13	0		0	0	0	0	0	0	0						